

I. 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金

両立支援等助成金

出生時両立支援コース(子育てパパ支援助成金)

<p>男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、子の出生後8週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に対して助成</p> <p>男性労働者の育児休業取得率が、上記第1種の助成を受けてから3年以内に30%以上上昇した事業主に対して助成</p>	<p>①第1種 20万円 ※育児休業取得者の代替要員を確保した場合、以下の金額を加算 20万円(代替要員が3人以上の場合45万円) ※1企業1回まで支給</p> <p>②第2種 【1年以内に30%以上上昇】 60万円<75万円> 【2年以内に30%以上上昇】 40万円<65万円> 【3年以内に30%以上上昇】 20万円<35万円> ※1企業1回まで支給</p>
---	---

介護離職防止支援コース

<p>介護支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主、または仕事と介護との両立に資する制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために有給休暇を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成</p>	<p>①介護休業 【休業取得時】 28.5万円<36万円> 【職場復帰時】 28.5万円<36万円></p> <p>②介護両立支援制度 28.5万円<36万円> ※それぞれ、1企業あたり1年度5人まで支給</p> <p>③新型コロナウイルス感染症対応特例 【有給休暇取得日数が5日以上10日未満】 20万円 【有給休暇取得日数が10日以上】 35万円 ※1企業あたり、上記2つあわせて5人まで支給</p>
--	--

育児休業等支援コース

<p>育児復帰支援プランを策定し、プランに基づき労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組み、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に対して助成</p> <p>育児休業取得者の業務を他の労働者が代替するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた中小企業事業主に対して助成</p> <p>育児休業から復帰後の支援として、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者に特別休暇を取得させた事業主に対して助成</p>	<p>①育休取得時 28.5万円<36万円> ②職場復帰時 28.5万円<36万円> ※1企業あたり雇用期間の定めのない労働者1人、有期雇用労働者1人の計2人まで支給</p> <p>③・新規雇用 47.5万円<60万円> ・手当支給等 10万円<12万円> ※育児休業取得者が有期雇用労働者の場合、9.5万円<12万円>+加算 ※1企業あたり、上記2つあわせて1年度10人まで支給(最初の支給から5年間に限る)</p> <p>④職場復帰後支援 【子の看護休暇制度】 ・制度導入時 28.5万円<36万円> ・制度利用時 取得した休暇時間数に1,000円<1,200円>を乗じた額 【保育サービス費用補助制度】 ・制度導入時 28.5万円<36万円> ・制度利用時 事業主が負担した費用の3分の2の額 ※制度導入時の助成は「子の看護休暇制度」「保育サービス費用補助制度」いずれかについて、1企業あたり1回まで支給 ※制度利用時の助成は1企業1年度あたり「子の看護休暇制度」は200時間<240時間>、「保育サービス費用補助制度」は20万円<24万円>まで支給</p> <p>現在実施している支援の内容は、厚生労働省ホームページでご確認ください。</p>
--	---

事業所内保育施設コース

<p>労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体に対してその費用の一部を助成</p> <p>※平成28年4月1日以降、新規申請受付は停止しています</p>	<p>【設置費】 設置費用の2/3〔中小企業以外1/3〕 ※上限2,300万円〔中小企業以外1,500万円〕</p> <p>【運営費】 年間の1日平均保育乳幼児1人あたり 年額45万円〔中小企業以外34万円〕 ※上限1,800万円〔中小企業以外1,360万円〕</p> <p>【増築または建替え費】 増築費用の1/2〔中小企業以外1/3〕 ※上限1,150万円〔中小企業以外750万円〕 建替え費用の1/2〔中小企業以外1/3〕 ※上限2,300万円〔中小企業以外1,500万円〕</p>
--	--

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給(年次有給休暇で支払われる賃金相当額の6割以上)の休暇制度(年次有給休暇を除く)を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に対して助成</p>	<p>【対象となる労働者】 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者(雇用保険被保険者に限る)</p> <p>【支給額】 対象労働者1人あたり 28.5万円(1事業所あたり5人まで)</p> <p>【対象期間等】 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間 ※上記に加えて、左記の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を5日以上労働者に取得させた事業主に対する助成金を設けている(15万円 1回限り)</p>
---	--

不妊治療両立支援コース	
<p>不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可））、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワークの利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、①～⑥の休暇制度や両立支援制度のいずれかを労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成</p>	<p>【環境整備、休暇の取得等】 1 事業主あたり 28.5万円 < 36万円 > ※企業トップが制度の利用促進についての方針を労働者に周知するとともに、「不妊治療プラン」を策定し、不妊治療と仕事との両立のための社内のニーズの調査や、利用できる休暇制度等の周知を行い、当該プランに基づき、休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上 労働者に取得または利用させた事業主</p> <p>【長期休暇の加算】 1 事業主あたり 28.5万円 < 36万円 > ※連続20日以上休暇を取得し、原職復帰後3か月以上継続勤務させた場合</p>

II. 雇用環境の整備関係等の助成金

キャリアアップ助成金（※問合せ先は、山口労働局職業安定部職業対策課 Tel083-995-0383 となります）

正社員化コース	
<p>有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した事業主に対して助成 ※ 正社員化コース以外に6コースありますが、それぞれの詳細はお問い合わせください。</p>	<p>①【有期→正規】1人あたり57万円<72万円> （中小企業以外42.75万円<54万円>） ②【無期→正規】1人あたり28.5万円<36万円> （中小企業以外21.375万円<27万円>）</p>

※支給額が加算される要件があります。詳細は、職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※助成額の<>は「生産性要件」を満たす場合の額

III. 労働時間等の設定改善を支援するための助成金

働き方改革推進支援助成金

労働時間短縮・年休促進支援コース	
<p>労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成</p>	<p>(1)助成率 3/4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成）</p> <p>(2)上限額 成果目標の達成状況に基づき、最大250万円（一定要件の場合、最大490万円） （※詳細については雇用環境・均等室にお問合わせください）</p>
勤務間インターバル導入コース	
<p>勤務間インターバル制度を導入し、その定着を促進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成</p>	<p>(1)助成率 3/4（事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成）</p> <p>(2)上限額 インターバル時間数等に応じて、 ①9時間以上11時間未満 80万円（一定要件の場合、最大320万円） ②11時間以上 100万円（一定要件の場合、最大340万円）など （※詳細については雇用環境・均等室にお問合わせください）</p>
労働時間適正管理推進コース	
<p>労務・労働時間の適正管理を推進することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成</p>	<p>【助成率】 3/4（事業規模30人以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5） 【上限額】 100万円（一定要件の場合、最大340万円） （※詳細については雇用環境・均等室にお問合わせください）</p>
団体推進コース	
<p>中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成</p>	<p>(1)助成率 定額</p> <p>(2)上限額 500万円 都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は上限額1,000万円</p>

IV. 雇用環境の整備関係等の助成金

人材確保等支援助成金

テレワークコース	
<p>テレワーク勤務に関する制度を新たに整備し、テレワークを可能とする取組を行う事業主に対して助成 所定のテレワーク実績基準及び離職率目標を満たした事業主に対して助成</p>	<p>【機器等導入助成】 支給対象経費の30%（上限額：1企業あたり100万円、1人あたり20万円） 【目標達成助成】 支給対象経費の20% < 35% >（上限額：1企業あたり100万円、1人あたり20万円）</p>

※助成金には、各種支給要件等がありますので、まずはお問い合わせください（要件を満たさない場合は助成金を受けることはできません）。

問合せ先 山口労働局 雇用環境・均等室 Tel083-995-0390
〒753-8510 山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館5階